

富山市老朽危険空き家等除却事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山市補助金等交付規則（平成17年富山市規則第36号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、富山市老朽危険空き家等除却事業補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この要綱は、市内にある老朽危険空き家等の除却事業等に要する費用の一部を補助することにより、地域の居住環境の改善を図り、安全で安心なまちづくりを促進することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (2)敷地 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第1号に定める土地をいう。
- (3)老朽危険空き家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）（以下「空家法」という。）第2条第1項に規定する空家等（以下「空家等」という。）のうち、次のア又はイのいずれかに該当し、かつウに該当するものをいう。
 - ア 戸建て住宅又は長屋（隣接する住戸との界壁が二重となっているなど、それぞれの住戸が別個の建築物である場合）であるもの。
 - イ 空家等の床面積の2分の1以上が居住の用に供されていたもの。
 - ウ 次に掲げる要件の内、いずれかに該当するもの。
 - (ア) 空家法第2条第2項に規定する特定空家等（以下「特定空家等」という。）であるもの。
 - (イ) 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第2条第4項に規定する不良住宅であって、同法施行規則（昭和35年建設省令第10号）第1条第1項の規定により、事前に市で判定した評点（以下「評点」という。）の合算が100点以上であるもの。
 - (ウ) 評点の合算が70点以上であり、かつ周辺の生活環境に深刻な影響を及ぼすものとして、市長が別に定める判定基準を満たすもの。

(補助対象となる老朽危険空き家等)

第4条 補助対象となる老朽危険空き家等（以下「補助対象物件」という。）は、次の各号の要件を満たすものとする。

- (1)富山市に存すること。
- (2)所有権以外の権利が設定されていないこと。ただし、所有権以外の権利が設定されている場合で、当該権利の全ての権利者が補助事業の実施について同意

している場合は、この限りではない。

(3)所有者等が複数人いる場合は、その全員が補助事業の実施について同意していること。

(4)故意に破損させたと認められないこと。

(5)公共事業による移転、建て替え等の補償の対象となっていないこと。

(6)この要綱に定める補助金以外に補助事業に係る他の補助金等の交付を受けていないこと。

(7)前6号に掲げる要件のほか、補助金の交付をすることが適当であると市長が認めるもの。

(補助対象とする事業)

第5条 補助対象とする事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助事業者が所有する補助対象物件に係る敷地内の建築物、工作物（地盤面下にあるものを除く。）及び立木その他の敷地に定着する物を解体し、それにともない生じた廃材等を運搬及び処分する除却事業をいう。ただし、特別な理由があるものとして市長が認めるものは、残置することができる。

2 補助事業者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可（土木工事業、建築工事業又は解体工事業）を受けた者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項に規定する解体工事業者の登録を受けた者と請負契約を締結し補助対象事業を行うものとする。

(補助対象経費)

第6条 補助対象経費は補助対象事業に要した費用とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号は、補助対象経費としない。

(1)消費税及び地方消費税に相当する額

(2)家財道具の撤去、運搬及び処分に要する費用

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の額又は補助対象事業を実施する年度の国土交通省における「住宅局所管事業に係る標準建設費等について」に定める除却工事費に老朽危険空き家等の延べ床面積を乗じて得た額のうち少ない方の額に2分の1を乗じて得た額で、500,000円を上限に予算の範囲内とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(老朽危険空き家等の判定)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ、富山市老朽危険空き家等判定事前協議書（様式第1号）に別表第1に掲げる書類を添えて、市長に提出し、事前協議を受けなければならない。

(交付申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする者は、富山市老朽危険空き家等除却事業補助金交付申請書（様式第2号）に別表第2に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、補助対象事業の実施前に行うものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、同項の申請をすることができない。

(1)前条に規定する事前協議を受けていない者

(2)富山市税に滞納がある者

(3)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者

(4)前3号に掲げる者のほか、補助金の交付をすることが不適當であると市長が認める者

4 申請の受付は、市長が年度ごとに定める期間内に行うものとする。ただし、受付期間内であっても、会計年度の予算に達した場合は、受付を締め切るものとする。

5 補助金の受領について、補助事業者と請負契約を締結し補助対象事業を行う者に委任することができる。この場合において、補助金の代理受領の委任状及び同意書（様式第6号）を第1項に掲げる書類に添えて市長に提出しなければならない。

（交付決定等）

第10条 市長は前条の申請があったときは、当該申請の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金等を交付すべきものと認めたときは、富山市老朽危険空き家等除却事業補助金交付決定通知書（様式第7号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（事業計画の変更）

第11条 補助事業者は、第9条第1項の規定により提出した交付申請書等の内容を変更しようとするときは、富山市老朽危険空き家等除却事業補助金変更交付申請書（様式第8号）又は富山市老朽危険空き家等除却事業計画変更承認申請書（様式第9号）に、第9条に掲げる書類のうち変更に係る書類を添えて提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により変更を承認したときは、補助金の交付の決定を変更することができる。

3 市長は、第1項の規定により変更を承認したときは、富山市老朽危険空き家等除却事業補助金変更交付決定通知書（様式第10号）又は富山市老朽危険空き家等除却事業計画変更承認通知書（様式第11号）により通知するものとする。

（事業計画の中止）

第12条 第10条の規定により補助金の交付の決定通知を受けた者が、当該補助事業を中止しようとするときは、遅滞なく、富山市老朽危険空き家等除却事業計画中止承認申請書（様式第12号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により当該補助事業の中止を承認したときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

3 市長は、第1項の規定により当該補助事業の中止を承認したときは、富山市老朽危険空き家等除却事業計画中止承認通知書（様式第13号）により通知するものとする。

（実績報告）

第13条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、すみやかに富山市老朽危

険空き家等除却事業補助金実績報告書（様式第 14 号）に別表第 3 に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

（額の確定）

第 14 条 市長は前条の報告を受けたときは、報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該補助対象事業に交付する補助金の額を確定し、富山市老朽危険空き家等除却事業補助金額確定通知書（様式第 17 号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第 15 条 市長は、前条に規定する通知の後、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第 16 条 市長は、第 10 条の規定による交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(1)偽り、その他不正の手段により、補助金の交付の決定を受けたとき。

(2)市長の承認を受けずに、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供したとき。

(3)補助金等の交付の決定の内容、これに付した条件、法令及びこの要綱に違反したとき、又は市長の指示に従わないとき。

(4)補助金等の使途が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団の利益になるものと認められるとき。

(5)その他市長が相当の理由があると認めたとき。

（補助金の返還）

第 17 条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の交付を受けた者に対し、期限を定めてその補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（細則）

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1 判定申請に必要な添付書類

提出書類	内容
老朽危険空き家等の位置図及び敷地内の配置図	
老朽危険空き家等の現況写真	空き家の四方から及び敷地全景を申請日までの1ヶ月以内に撮影したもの
その他市長が必要と認める書類	適宜

別表第2 交付申請に必要な添付書類

提出書類	内容
事業計画書（様式第3号）	
収支予算書（様式第4号）	
見積書の写し	補助対象事業の金額が分かるもので内訳を明記したもの
補助対象物件の登記簿謄本（原本）	・申請日から1ヶ月以内に法務局で取得したもの ・補助対象物件が未登記の場合は所有者等であることが分かるものを提出
相続関係の分かる書類	所有者等が相続人である場合のみ、相続関係図、遺産分割協議書、戸籍全部事項証明書等を提出
委任状（様式5号）	所有者等が複数人いる場合のみ、全員分の委任状、又はその権限を有することが証明できるものを提出
富山市税の納税証明書（原本）	・税の滞納がないことを証するもの ・概ね1ヶ月以内に取得した最新年度のもの
その他市長が必要と認める書類	適宜

別表第3 実績報告に必要な添付書類

提出書類	内容
事業実績書（様式第15号）	
収支決算書（様式第16号）	
領収書の写し	・補助対象事業に要した費用の支払いが確認できるもの ・補助金の代理受領の委任をしている場合は、補助対象事業に要した費用から補助金額を差し引いた金額の支払いが確認できるもの
施工完了後の写真	敷地の全景が分かるもの
その他市長が必要と認める書類	適宜

様式第 1 号（第 8 条関係）

富山市老朽危険空き家等判定事前協議書

年 月 日

（宛先）富山市長

申請者 住所
氏名
連絡先 電話

富山市老朽危険空き家等除却事業補助金交付要綱第 8 条の規定により、書類を添えて事前協議します。

なお、老朽危険空き家等の判定のため、当該空き家の敷地に立ち入り、調査及び写真撮影することについて承諾します。

空き家等の所在地	富山市
空き家等の所有者等	住所 氏名 申請者との関係

添付書類

提出図書等	記載等を必要とする内容	確認
老朽危険空き家等の位置図及び敷地内の配置図		
老朽危険空き家等の現況写真	・ 空き家の四方から及び敷地全景を申請日までの 1 ヶ月以内に撮影したもの	
その他市長が必要と認める書類	適宜	

様式第 2 号（第 9 条関係）

富山市老朽危険空き家等除却事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）富山市長

申請者 住所
氏名
連絡先 電話

富山市老朽危険空き家等除却事業補助金の交付を受けたいので、富山市老朽危険空き家等除却事業補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

記

1 交付申請額 円

2 添付書類

提出図書等	記載等を必要とする内容	確認
事業計画書 （様式第 3 号）		
収支予算書 （様式第 4 号）		
見積書の写し	・ 補助対象事業の金額が分かるもので内訳を明記したもの	
補助対象物件の登記簿 謄本（原本）	・ 申請日から 1 ヶ月以内に法務局で取得したもの ・ 補助対象物件が未登記の場合は所有者等であることが分かるものを提出	
相続関係の分かる書類	・ 所有者等が相続人である場合のみ、相続関係図、遺産分割協議書、戸籍全部事項証明書等を提出	
委任状（様式 5 号）	・ 所有者等が複数人いる場合のみ、全員分の委任状、又はその権限を有することが証明できるものを提出	
富山市税の納税証明書 （原本）	・ 税の滞納がないことを証するもの ・ 概ね 1 ヶ月以内に取得した最新年度のもの	
その他市長が必要と認める書類	適宜	

様式第 3 号（第 9 条関係）

富山市老朽危険空き家等除却事業計画書

空き家等の所在地	富山市
空き家等の所有者等	住所 氏名 申請者との関係 本人 ・ その他（ ）
除却事業者 （請負契約者）	住所 名称 連絡先
除却予定期間	
除却箇所	全部 ・ その他（ ）
除却費見込額	円（税別）

様式第 4 号（第 9 条関係）

収支予算書

収入

（単位：円）

内訳	予算額	摘要
計		

支出

（単位：円）

内訳	予算額	摘要
計		

（注）収支の計はそれぞれ一致する。

様式第5号（第9条関係）

委 任 状

年 月 日

（宛先）富山市長

委任者 住所
氏名



次のとおり、老朽危険空き家等の除却に同意するとともに、受任者に対して、除却に係る手続きの全部を委任します。

記

1 老朽危険空き家等

所在地	
除却箇所	全部 ・ その他（ ）

2 受任者

住所	
氏名	
委任者との関係（続柄等）	

様式第 6 号（第 9 条関係）

補助金の代理受領の委任状及び同意書

年 月 日

（宛先）富山市長

申請者 住所
氏名

私は、老朽危険空き家等除却事業を実施するにあたり、補助金の受領を下記の事業者
者に委任します。

記

会社名		
代表者名	印	
住所		
振込先	金融機関名	
	預金種別	
	口座番号	
	フリガナ 口座名義	
私は、富山市老朽危険空き家等除却事業補助金交付要綱第 9 条第 3 項の規定に よる補助金の代理受領の委任を受けることに同意します。		

様式第7号（第10条関係）

富山市老朽危険空き家等除却事業補助金交付決定通知書

富山市指令 第 号
年 月 日

（申請者） 様

富山市長 印

年 月 日付けで申請のありました富山市老朽危険空き家等除却事業補助金については、次のとおり交付決定しましたので、富山市老朽危険空き家等除却事業補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

- 1 事業計画認定の内容
富山市老朽危険空き家等除却事業計画書に記載のとおり
- 2 交付決定額
円

（交付決定の取り消し）

この交付決定にかかわらず、市長は、申請者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は変更することがあります。

この場合において、既に補助金等が交付されているときは、補助金等の全額又は一部の返還を請求することがあります。

(1)偽り、その他不正の手段により、補助金の交付の決定を受けたとき。

(2)市長の承認を受けずに、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供したとき。

(3)補助金等の交付の決定の内容、これに付した条件、法令及びこの要綱に違反したとき、又は市長の指示に従わないとき。

(4)補助金等の使途が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になるものと認められるとき。

(5)その他市長が相当の理由があると認めたとき。

様式第8号（第11条関係）

富山市老朽危険空き家等除却事業補助金変更交付申請書

年 月 日

（宛先）富山市長

申請者 住所
氏名
連絡先 電話

年 月 日付け富山市指令 第 号で交付決定を受けた富山市老朽危険空き家等除却事業補助金について、次のとおり事業計画等を変更したいので、富山市老朽危険空き家等除却事業補助金交付要綱第11条1項の規定により、次のとおり申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

変更前交付決定額	円
変更後交付申請額	円

3 変更の予定年月日 年 月 日

4 添付書類

事業計画の変更にあっては、当該事業計画の変更内容が確認できる書類

様式第9号（第11条関係）

富山市老朽危険空き家等除却事業計画変更承認申請書

年 月 日

（宛先）富山市長

申請者 住所
氏名
連絡先 電話

年 月 日付け富山市指令 第 号で交付決定を受けた富山市老朽危険空き家等除却事業補助金について、次のとおり事業計画等を変更したいので、富山市老朽危険空き家等除却事業補助金交付要綱第11条1項の規定により、次のとおり申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

3 変更の予定年月日 年 月 日

4 添付書類

事業計画の変更にあっては、当該事業計画の変更内容が確認できる書類

様式第 10 号（第 11 条関係）

富山市老朽危険空き家等除却事業補助金変更交付決定通知書

富山市指令 第 号
年 月 日

（申請者） 様

富山市長 印

年 月 日付けで申請のありました富山市老朽危険空き家等除却事業補助金の事業計画の変更等については承認し、富山市老朽危険空き家等除却事業補助金交付要綱第 11 条 2 項の規定により、年 月 日付け富山市令 第 号の補助金額 円を次のとおり変更して交付することに決定しましたので通知します。

記

- 1 事業計画変更の内容
富山市老朽危険空き家等除却事業補助金変更交付申請書に記載のとおり
- 2 変更交付決定額 円

様式第 1 1 号（第 1 1 条関係）

富山市老朽危険空き家等除却事業計画変更承認通知書

富山市指令 第 号
年 月 日

（申請者） 様

富山市長 印

年 月 日付けで申請のありました富山市老朽危険空き家等除却事業補助金の事業計画の変更等については、富山市老朽危険空き家等除却事業補助金交付要綱第 1 1 条 2 項の規定により、次のとおり承認することに決定しましたので通知します。

記

事業計画変更の内容

富山市老朽危険空き家等除却事業計画変更承認申請書に記載のとおり

様式第 1 2 号（第 1 2 条関係）

富山市老朽危険空き家等除却事業計画中止承認申請書

年 月 日

（宛先）富山市長

申請者	住所
	氏名
連絡先	電話

年 月 日付け富山市指令 第 号で交付決定を受けた富山市老朽危険空き家等除却事業補助金について、次のとおり事業を中止したいので、富山市老朽危険空き家等除却事業補助金交付要綱第 1 2 条 1 項の規定により、次のとおり申請します。

記

中止の理由

様式第 1 3 号（第 1 2 条関係）

富山市老朽危険空き家等除却事業計画中止承認通知書

富山市指令 第 号
年 月 日

（申請者） 様

富山市長 印

年 月 日付けで申請のありました富山市老朽危険空き家等除却事業補助金の事業の中止については、富山市老朽危険空き家等除却事業補助金交付要綱第 1 2 条 2 項の規定により、承認することに決定しましたので通知します。

様式第 1 4 号（第 1 3 条関係）

富山市老朽危険空き家等除却事業補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）富山市長

申請者 住所
氏名
連絡先 電話

年 月 日付け富山市指令 第 号で交付決定のありました
富山市老朽危険空き家等除却事業補助金について、富山市老朽危険空き家等除却事業
補助金交付要綱第 1 3 条の規定により、事業の実績を報告します。

記

1 補助額 円

2 添付書類 別紙のとおり

3 振込先

金融機関	銀行・信用金庫・信用組合 農協・その他（ ） 店					
預金種目	普通・当座・（ ）					
口座番号						
フリガナ						
口座名義						

※申請者が連名の場合や、申請者口座以外に振込を希望される場合は、下記の委任状も併せて記入してください。
本件に係る金額の領収に関する一切の権限を下記のものに委任します。

受任者 住所 _____
氏名 _____

別紙

提出図書等	記載等を必要とする内容	確認
事業実績書 (様式第 1 5 号)		
収支決算書 (様式第 1 6 号)		
領収書の写し	・ 補助対象事業に要した費用の支払いが確認できるもの ・ 補助金の代理受領の委任をしている場合は、補助対象事業に要した費用から補助金額を差し引いた金額の支払いが確認できるもの	
施工完了後の写真	・ 敷地の全景が分かるもの	
その他市長が必要と認める書類	適宜	

様式第 1 5 号（第 1 3 条関係）

富山市老朽危険空き家等除却事業実績書

空き家等の所在地	富山市
空き家等の所有者等	住所 氏名 申請者との関係 本人 ・ その他（ ）
除却事業者 （請負契約者）	住所 名称 連絡先
除却実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
除却箇所	全部 ・ その他（ ）
除却費	円（税別）

様式第 1 6 号（第 1 3 条関係）

収支決算書

収入

（単位：円）

内訳	決算額	摘要
計		

支出

（単位：円）

内訳	決算額	摘要
計		

（注）収支の計はそれぞれ一致する。

様式第 17 号（第 14 条関係）

富山市老朽危険空き家等除却事業補助金額確定通知書

富山市指令 第 号
年 月 日

（申請者） 様

富山市長 印

年 月 日付け富山市指令 第 号で交付決定した富山市老朽危険空き家等除却事業補助金については、富山市老朽危険空き家等除却事業補助金交付要綱第 14 条の規定により、次のとおり補助金額を確定しましたので通知します。

記

補助金の確定額 円